

共産党要望項目一覧

平成27年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【緊急課題】	
1、平和・憲法	
<p>①戦争法（安保法制）の廃止と閣議決定の撤回を求めること。</p> <p>安倍政権は国民的理解を大事にせず、国会での慎重かつ十分な審議もなく、戦争法を強行し成立させた。参議院での委員会採決は事実上成立していない。多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判事らは「違憲・立憲主義の破壊だ」と明確に反対している。国民世論は憲法9条を蹂躪する戦争法の廃止を求めている。立憲主義、民主主義を破壊する憲法違反の戦争法の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求めること。</p>	<p>安保関連法制の施行にあたっては、国民的理解を大切にしながら、国政の場において、慎重かつ十分な議論をしていただきたい。</p>
<p>②美保基地への英空軍輸送機着陸と基地強化について</p> <p>9月以降、美保基地ではC2輸送機訓練、政府専用機離発着訓練と続いている。10月23日から25日にかけて英国の空軍輸送機A400Mが美保基地に着陸した。英軍機の利用は全国初のことである。国外訓練の一環で、美保基地が着陸基地に選定された理由は、C1輸送機が配備されていることや計器進入が可能ということであるが、戦争法が強行され、美保基地が海外派兵の輸送部隊の出撃基地とするための、他の基地にない基地強化が進められている事実の表れである。しかもA400M輸送機は5月スペインで試験飛行中に墜落事故を起こすなど、危険性がぬぐえない。受け入れに対し地元の自治体への連絡も2日前にFAXだけで、その根拠も説明しなかったことは常識外であり、問題である。抗議するとともに外国軍用機の乗り入れをしないよう求めること。こうした際の住民説明、住民合意を得る権利と仕組みを確立すること。</p>	<p>この度の英空軍輸送機の美保基地訪問は、自衛隊と英国空軍の輸送部隊交流を目的とするものであり、英国大使館の要請を受け、外務、防衛、航空のそれぞれの権限を有する国の関係省庁の協議を得て決定されたものと承知している。これは、国の専権事項であり、かつ、外交、防衛に関する国の決定であることから、県は関与し得ないものである。</p> <p>なお、住民の安全・安心の確保のため、事案に応じて、国に対して必要な申入れは行っていくこととしている。</p>
<p>③米軍低空飛行訓練について</p> <p>防衛省中四国防衛局は島根県知事の要請を受けて、自治体首長と中四国防衛局長との意見交換を10月6日に実施した。22日に行った日本共産党中国ブロックとの交渉</p>	<p>低空飛行訓練の目撃情報がある市町村から、防衛省との直接の意見交換の機会を求める声は、現在のところお聞きしてないが、今後、市町村の意向があれば検討してみたい。</p> <p>なお、県は、関係町村の意見を踏まえて、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平安な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること及び住民の目撃情報</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>で、中四国防衛局担当者は「今後はその他の地域も自治体の要望を受けて適切に取り組みたい」と述べていることから、低空飛行訓練の被害を受けている日南町や若桜町、八頭町の自治体の長とともに、中四国防衛局長との意見交換と現地調査を求めること。</p>	<p>の多い地域については、騒音の実態把握のため国の責任において騒音測定器を設置すること等を平成27年7月13日に防衛省に要望している。</p>
<p>④自衛隊募集問題 自衛隊が、18歳の子どもの自衛隊の募集案内を郵送しているが、住民基本台帳法に基づく閲覧ではなく、自治体が自衛隊に情報を提供している例があり、プライバシーの侵害であり、「徴兵制」への前兆でもある。実態を調査し、本人の了承できない情報提供はやめるよう自衛隊に要請すること。</p>	<p>自衛官募集に係る自衛隊地方協力本部への県内市町村の適齢者情報の情報提供の状況については、市町村からの情報提供によるものが12市町村、住民基本台帳の閲覧によるものが7市町村となっている。 この情報提供は、それぞれ自衛隊法、自衛隊法施行令と住民基本台帳法を根拠に行っているものであることから、情報提供をやめるよう要請することは考えていない。</p>
<p>2、マイナンバー法について</p>	
<p>マイナンバー法は2013年5月、消費税増税・社会保障「一体改悪」の一環として自民、公明、民主、維新などが賛成多数で成立させた法律にもとづくものである。一人ひとりの社会保障の利用状況と保険料・税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障費の抑制・削減を「効率的」にすすめることが狙いである。 マイナンバー法が施行され、通知カードが各家庭に送付され始め、運用は来年1月から始まろうとしている。すでに詐欺事件や未遂とみられる事案などが報告され、また従業員家族全員のマイナンバーの管理を義務付けられる各事業所には、セキュリティ会社からの引き合いが飛び交うなど、とまどいや不安の声があふれている。個人番号の利用が決まっているもの、あるいは検討されているものは広範囲に及び、番号の漏えいが原則的に避けられないことは政府も認めている。このような欠陥に目をつぶり、個人、事業者、自治体に混乱を招くマイナンバー制度の1月実施は認められない。国の国民の監視と徴収強化、3兆円特需が見込まれる財界のメリットだけで、国民にメリットのない問題だらけのマイナンバー法制度の実施や利用拡大の中止を求めること。また制度の廃止を求めること。加えて鳥取県は自動車取得の減免、高校生給付金、県立高校授業料減</p>	<p>マイナンバーの利用は、以下の効果が期待されるものとして法律で実施されるものであることから、中止を求めることは考えていない。 ・従来申請書に添付が必要であった住民票や所得証明書を省略することができ、証明書取得のために窓口へ赴く距離的・時間的制約がなくなる ・証明書発行手数料が必要なくなる ・正確な所得状況等の把握による不正受給の防止など、公平・公正な社会が実現される なお、マイナンバー制度が国民の信頼を得られる制度として導入できるよう、国において制度の安全性や信頼性の丁寧な周知や広報の実施と、平成29年7月からの情報連携に向けたセキュリティ対策を設計しているところである。 また、マイナンバーを県の行政事務に独自に利用することについては、提出書面の省略など県民の利便性の向上が可能となるものであり、適切な活用を検討していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>免審査など7事業にマイナンバーの独自活用を検討しているが、中止すること。</p>	
<p>3、TPPについて</p> <p>12か国が参加するTPPは、大筋合意したとされている。日米2国間では、日本が譲歩に譲歩を重ね、米国産のコメ対象に年間7万トン無関税輸入枠を新設。最低輸入機会の年77万トンの枠内で、米国産の現状36万トンに実質年5万トン増やし、その他オーストラリア産コメにも8400トンの無関税輸入枠を設けるなど、「重要5品目」の聖域は守るという国会決議にも反するものである。また今回の大筋合意は、農業、医療、保健、食品の安全、知的財産権など国民生活に大きく影響するものばかりである。鳥取県にとっては特に農畜産物への影響、県民への影響は計り知れない。臨時国会を早急に開会し、住民にすべての情報提供と説明を求め、合意撤回と条約を締結しないよう求めること。</p>	<p>TPP協定を批准すべきか否かは、国益全体を考えながら国会で慎重に議論すべきものであり、大筋合意の撤回等について国に求めていることは考えていない。</p> <p>なお、TPP交渉大筋合意を受け、10月15日、国内農林水産業への影響を検証するとともに、影響を受ける分野に対し緊急的かつ長期的視点に立った抜本的対策を講ずるよう、国に要望を行ったところである。今後、政府がTPP対策大綱をとりまとめる予定であり、経営安定対策に加え、輸出拡大など国内農林水産業の競争力強化につながる対策を、引き続き国に求めている。</p>
<p>4、消費税増税について</p> <p>政府は2017年4月から消費税率10%引き上げを計画しているが、中止するよう求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であり、消費税引上げの中止を求めるつもりはない。</p> <p>なお、消費税には低所得者層への逆進性の問題があることから、消費税率の引上げを行う際には、生活必需品への軽減税率の導入など負担を緩和する方策を消費税率引上げと同時に講ずるよう全国知事会等を通じて要望している。</p>
<p>【要望事項】</p>	
<p>1、原発・避難計画・安定ヨウ素剤・自然再生エネルギー</p> <p>①鳥取県はかねてから島根原発原子力防災に対する中国電力からの財政負担を求めていたが、このほど中国電力から6億円の寄付の申し出を受けた。今後基金に積み、専門職員の人件費や30キロ圏内の境港市、米子市へ一定額を配分する予定であるが、受け取りは島根原発2号機再稼働に対する「公正な判断」を誤る懸念が大いにある。寄付の受け取りは中止すること。</p> <p>独自に鳥取県が支出している人件費等経費は、国が出し、その分を国が電力会社に求めるなどの制度をつくる</p>	<p>再稼働は安全を第一義として周辺の意見も踏まえて判断されるべきという立場は何ら変わらない。</p> <p>中国電力に求めた負担は、現行制度上周辺地域の安全対策の財源が措置されていない欠陥の打開が目的であり、再稼働に直結する問題ではない。今般の6億円の申し出については、当面の原子力防災対策の財源として活用することとし、そのための基金の設置について11月県議会に提案する調整を進めている。</p> <p>本来は、国が財源措置を行うべきであり、平成27年10月15日に国に対し、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを構築するよう強く求めたところである。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>よう、国に求めること。</p>	
<p>②10月25日に行われた原子力防災訓練は島根県との合同で行われた。一時避難スポット会場の伯耆町海洋センターでは、スクリーニングが行われていたが、どこで合羽を脱ぐのかということが共通認識されていない。会場は3か国語の表示がしてあるもの、ないものなど混在しており、通訳者が気が付かなくても必要な避難者から声をかけられるような表示にすること。</p>	<p>今回の訓練は、合羽で被爆防護した避難住民をその状態のまま避難退域時検査（スクリーニング検査から名称が変更）するものとし、簡易検査の指定箇所検査で基準を超えた場合、さらに確認検査で基準を超えた住民には除染を行うものであった（基準内であれば合羽を脱がずそのまま避難）。</p> <p>有事の際は避難住民の被ばく状況により合羽の脱ぎ場所を変更（各検査段階で基準を超えれば合羽を脱いで再検査を実施）する事となるが、関係者等に共通認識されるよう徹底したい。</p> <p>また、表示についてはできるだけ4カ国語（英語・韓国語・中国語・日本語）表示するように努めたが更に徹底したい。</p>
<p>③安定ヨウ素剤は乳幼児の水薬が伯耆町など指定の広域避難場所には、厚生病院から届けられたが、状況によっては間に合わない。西部の病院で準備する必要がある。また混乱しているときに、数人の薬剤師が問診してから渡すのでは、対応できない。各一次集結所に薬剤師が配布して回るなど、全く現実的でない。事前配布を検討すること。</p>	<p>避難退域時検査会場で配布する液剤の調剤について、西部の病院は被災者の治療対応を優先することとし、東部・中部の病院での調剤を計画しているが、西部地区の検査会場分については西部の病院で調剤配送する方が有利な場合も考えられるため、今後、西部地区の公的病院と相談したい。</p> <p>国の原子力災害対策指針にもとづき、地元の米子市・境港市と配布方法の検討を行い、30キロ圏内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等の「一時集結所」に住民分を備蓄、また小・中・高の学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに避難した方が服用できるように「避難退域時検査会場」分も備蓄しており、確実に保管管理でき、迅速に配布、服用できる体制をとっている。</p> <p>なお、事前配布は、服用指示が出た際に速やかな服用が可能となる一方で、誤飲や紛失など保管管理の問題や、災害時の混乱の中での服用確認の困難さ等のデメリットがあり、慎重な対応が必要と考えている。</p>
<p>④障がい者等要支援者の避難所は、障がいに合わせたものでなければ、避難そのものができなかつたり、避難しても状態や障がいが悪化し、死に至ることもある。一人ひとりの障がい者、要支援者にとつた対応を検討すること。</p>	<p>障がい者等の要支援者については、身体・精神の状態により広域避難所での生活に支障をきたされる方については、順次、設備等に配慮し、介護（助）者を配置した広域福祉避難所へ移送を行う予定としている。</p> <p>また、広域避難所においても手話通訳者等の配置など、可能なかぎり避難生活に支障が生じないように努めていく。</p>
<p>⑤境港の日新木材では木質バイオマスエネルギーを活用するため、大量のチップを利用するが安定供給に不安がある。不足しがちな冬場のチップの確保と、知事の公約した38m³確保のめどを明らかにすること。</p>	<p>燃料用チップを確保するために、燃料用原木の生産に係る割増し経費の支援を行っている。また、「とっとり森と緑の産業ビジョン」で目標として掲げた平成32年の木材生産量38万m³については、各事業体もその達成に向けて意欲的な生産計画を立てており、連携した取り組みを進めることとしている。引き続き、木質バイオマスはもとより県産材の安定供給に取り組んでいく。</p>
<p>2、生活保護</p>	
<p>①冬季加算引下げの撤回を求めること</p> <p>厚生労働省は、2015年度から生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げを決めた。11月から3月に支給される冬季加算の引き下げは、連続する生活保護基準引き下げのもとで、保護世帯のいのちをも奪うに等し</p>	<p>冬季加算をはじめ、生活保護基準は、国が責任をもって設定するものであり、中止を求める考えはない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
い行為である。国に中止を求めること。	
<p>②県独自に福祉灯油並みの支給を検討すること 冬季加算引下げに対し福祉灯油並みの支給を県独自で実施すること。生活保護世帯の住環境はそうでない世帯に比べ悪く、冬季加算は生きるために欠くことができない制度である。せめて冬季加算引下げ分を補てんする県独自の支給をすること。</p>	<p>冬季加算については、国が責任をもって設定するものであり、県が上乘せして支給する考えはない。</p>
3、国保・医療・介護	
<p>①国保の広域化がきまったが住民負担増にならないよう、国の財政支出を求め、県独自の助成をすること。国のペナルティーの中止をもとめること。せめて子どもの医療費助成は課さないとする提言を実施するよう求めること。</p>	<p>医療保険制度改革における市町村国民健康保険の都道府県化については、全国知事会としても最終的に広域化に伴い投入される国費の総額（3,400億円）は、今後の高齢化の進展に伴う医療費の増嵩への対応としては不十分であると考えているが、国が持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有し、不断の検証を行いつつ必要な検討を進め所要の措置を講ずるとしていることから、国と地方が合意に至ったところである。</p> <p>鳥取県としても、平成30年度からの国保運営に対する役割をしっかりと果たしていくとともに、国保が真に持続可能な制度であるよう、知事会とともに国保全般についての必要な検討と国の財政措置を求めていくこととしているところであり、県として独自に財政措置することは考えていない。</p> <p>また、国民健康保険に係る国庫負担金のペナルティの廃止については、従来から国に要望しているほか、本県もメンバーである国保基盤強化協議会事務レベルWGの中で強く主張してきたところである。</p> <p>これらの地方の要望を受けて、厚生労働省では、9月2日に設置された「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の中で、まずは子ども医療費の国庫負担金の減額措置の見直しに向けた議論を始めたところであり、この検討会の議論を注視していくこととしている。</p>
<p>②第6期介護保険計画で見直しの結果、鳥取県は全国第4位の高い保険料となった。知事は「他県に比べて、介護3施設の整備量、質とも充実しており、結果として保険料は高くなるという割り勘の制度だ」と答弁された。保険料（天引き）を払っても介護を受けることをがまんしているという県内高齢者の暮らしを理解していない答弁である。県独自の軽減制度をつくること。</p>	<p>介護保険料の設定及び介護サービス事業、施設等の整備については、各保険者(市町村)が、国の制度に沿って、介護サービス利用者の動向、サービス需給量等の見込み及び保険料の上昇などを総合的に判断して決定するものである。</p> <p>介護保険料の軽減については、消費増税分を活用した国の取組として、低所得高齢者に対する介護保険料の引下げ措置が順次実施（平成29年4月完全実施）されており、全国的に負担の軽減策が行われているところである。国、市町村とともに、県も一般財源により応分の負担をしており、これ以上の鳥取県独自の軽減策は考えていない。</p>
<p>③介護保険制度改革で4月から要支援1,2が介護保険制度からはずされ、市町村の総合支援事業に移行することになったが、いよいよ来年度から本格的に県内の市町村の事業も始まる。要支援の方が新制度に移行しても従来どおりの支援が受けられるよう、県は市町村を指導し、</p>	<p>必要な人に必要なサービスが提供できるよう、県としては担当者研修等を実施し、市町村を支援していく。</p> <p>なお、介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険の地域支援事業として保険者である市町村において実施されるものであり、県が当該事業費に上乘せ助成することは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
必要な上乘せ助成をすること。	
④腹膜透析をしている腎臓病患者の実態を調査し（腹膜透析で透析なしに改善した割合、重症化して血液透析に移行した患者の割合等）、島根県のように障害認定の緩和を図ること。	<p>県では、身体障害者手帳の認定を国の身体障害者認定基準に基づいて行っている。身体障害者手帳の交付を受けることによって、法的な支援を受けることが出来る仕組みになっているとともに、交付された手帳は全国どこでも利用できること等から、全国一律の基準に基づいて行われるべきであり、島根県のような独自の基準を設けることは考えておらず、実態調査についても考えていない。</p> <p>ただ、国の基準自体については、長く見直しがされていない状況にあることから、他県と協調して現行の基準の見直しを要望しており、今後も引き続き必要な要望を行いたい。</p>
⑤南部町地域コミュニティ西町の郷は、鳥取県型地域支援システムモデル事業（地域コミュニティホーム）として、既存の民家を改修し地域の高齢者の見守り活動をスタートさせた県内唯一の施設である。施設改修費 1 千万円、及び 3 年間は運営費補助がでたが、26 年度で終了した。27 年度からは県の補助は一切なく、低額のボランティアに頼っており、運営は大変厳しい。モデル事業でたくさん補助金を出して施設整備をし、数年で補助金カットすれば先行きの見通しが困難になることは当初から想像できる仕組みだ。往々にして梯子をかけて外すようなこのような補助金事業が散見されるが、このような補助事業のやり方は見直しが必要だ。当面、現状の南部町の事業が継続できるよう、一定の補助金を出すこと。	<p>南部町地域コミュニティ西町の郷は、鳥取県型地域支援システムモデル事業（地域コミュニティホーム）による運営費補助が、平成 26 年度で終了することを承知された上で、南部町及び県の補助を受けて、立ち上げのための初期投資として施設改修されたものと認識している。</p> <p>当施設の運営の在り方については、介護保険の地域支援事業の活用など、基本的には地域の実情等を踏まえて、継続的な地域づくり等を行う市町村（南部町）において検討されるものと考えており、県が補助金を交付することは考えていない。</p>
4、子ども・教育	
(1) 子育て支援	
①第 3 子以降の保育料無償化制度がスタートしたが、第 3 子への国・県助成制度活用によって第 1 子の助成が行われていた軽減措置が廃止され、一部の多子世帯で負担が増えた世帯がでている問題が明らかになった。県は『数年間のトータルで見れば負担は下がる』と説明しているが、それでは子育て世帯の負担を軽減するという制度の趣旨が生かされない。第 1 子に振り代わる従来の軽減措置を当面継続すること。	<p>第 3 子以降の保育料を完全無償化することに伴い、第 1 子が卒園後も第 3 子の保育料は無償化され、在園中のトータルの保育料負担は軽減される等の理由から、市町村の意見も踏まえて、従来の制度で同時在園の場合に行っていた第 1 子又は第 2 子の保育料を振り替えて軽減する仕組みは廃止することとしたものである。制度の切り替えによって保育料が一時的に増加する世帯がないように本年度中は経過措置を設けているが、来年度以降についても、市町村の意見も聞きながら検討することとしている。</p> <p>なお、鳥取市は当該経過措置を活用していないが、独自に別途の軽減制度を創設することで、影響を緩和する取組を行っている」と承知している。</p>
②島根県は所得制限があるものの、来年度から第 1 子からの保育料軽減に踏み切った。「子育て王国とっとり」としても、第 1 子からの軽減措置を実施すること。	<p>本県においては、市町村との協議の上で、第 3 子以降の保育料を年齢制限・所得制限なしで実施するとともに、中山間地域については第 1 子からの保育料について、所得制限なしで軽減することも可能な制度を導入しているところである。さらなる軽減については、市町村の相当の財政負担が生じることから、国制度の拡大がない限り、市町村の理解を得ることは困難であると考えている。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>③厚労省は保育士不足を口実に、保育士配置基準の緩和を進めようとしている。すでに4月から今年度に限って、保育士確保が難しい地域での、朝夕の子どもが「少数である時間帯」に保育士を現行の2人から1人にするのを厚労省は認めている。しかしさらに今後、2人のうち1人は無資格者もよいとすることなどの規制緩和を、厚労省は実施状況を検証の上検討を進めるとしている。「保育士が2人を下回ってはいけない」という最低基準は、子どもの発達保障のための最低限のものであり、このような規制緩和をしないよう求めること。</p>	<p>保育士配置基準の緩和については、昨年の地方分権改革に関する提案募集に際して、広島県及び岐阜県瑞穂市の提案を踏まえたものと承知している。これは、本県と異なる事情に基づくものと考えており、本県については規制緩和を行う予定はないが、国に対して規制緩和をしないよう求めることは考えていない。</p>
(2) 子どもの貧困対策	
<p>①子どもの貧困対策法の精神に沿って、国民からの募金ではなく、国の責任で対策と財源を確保するよう求めること。</p>	<p>教育の機会均等の確保をはじめ、子どもの貧困対策の対策、財源の充実について、既に国に要望しているところである。</p>
<p>②「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」は、子どもの権利保障を柱にすえ、貧困の原因を明らかにして、対策をたてること。また当事者である、若者、子どもたちの意見聞く機会を設け、声を盛り込むこと。また計画の推進体制として、「学校を貧困対策のプラットフォームと位置づける」としていることは、子どもの貧困対策を教育面だけに矮小化し、家庭への自己責任にすりかえることにもなりかねない。県の関係組織をあげて総合的対策をとることを明らかにすること。</p>	<p>「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」は、子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的にするための基本指針となる計画として、子育て中の人、学生などからも意見を伺い、平成27年3月に策定した。</p> <p>計画の推進には、県の関係課はもとより、県民、関係団体等と連携・協力しながら推進することとしており、教育面だけに矮小化するものではない。</p>
<p>③学校給食や学童保育料の軽減支援をすること。</p>	<p>学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされており、県としての軽減支援は考えていない。</p> <p>放課後児童クラブについては、事業の実施主体である市町村において、それぞれの地域の実情に応じて取り組まれており、県としての軽減支援は考えていない。</p>
<p>④就学援助への県の独自支援をすること。就学援助の対象縮小につながる生活保護費の削減に反対すること。</p>	<p>準要保護者の認定基準及び額については、各市町村教育委員会が定めることとされており、各市町村で判断されるべきものとする。</p> <p>生活保護の基準については、国が責任をもって定めるものであり、削減に反対する考えはない。</p>
<p>⑤高校就学支援金の支給は対象者の85%程度になっているが、全員支給のための手立てをとること。</p>	<p>高等学校等就学支援金は、保護者等の所得が基準額未満（市町村民税所得割額が30万4,200円未満）の生徒に対し授業料相当額が支給される国の制度であり、全員に支給されるものではない。各学校においては、受給すべき者に漏れないように制度の周知に努めるとともに、保護者全員か</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	ら書面の提出をいただいております、受給すべき者の全員に支給している。
⑥ 高校生の通学費補助制度をつくること。	県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助制度の創設までは考えていない。
⑦ 鳥取県は全国よりも低所得世帯やひとり親家庭の大学進学率が低くなっている。就職の職種に関係ない給付制奨学金制度を創設すること。	<p>学習・教育権の保障は出身地等によって差異が生じないように公平に取り扱われるべきものであり、本来国において授業料や地方大学のあり方等も含め、総合的に検討されるべきであると考えている。</p> <p>このため、これまでも全国知事会を通じた要望等を行ってきたところであり、国においても検討が進められ、この度地方創生の観点から地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の一部又は全部を免除する制度が創設されることとなったものであるが、今後も国や他県の動きを注視し、限りある予算の中ではあるが、必要な対策を検討していきたい。</p>
⑧ 県奨学金の延滞金やその利子をなくすこと。返済免除制度を確立すること。	<p>真に返還が困難な方に対しては、返還猶予の制度を設けており、そのような場合に該当しない悪質な滞納者には、真面目に返還していただいている方との均衡上、延滞金を徴収する必要があると考えている。</p> <p>なお、現在教育委員会が貸与している育英奨学資金は無利子である。</p> <p>育英奨学資金は、借り受け者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため貸付金を返還することができなくなったときは免除できることとしているが、今後も国や他県の動きを注視しながら必要な見直しを検討していきたい。</p>
⑨ 子どもの医療費は窓口負担をなくし、高校卒業（18歳）まで完全無料化をすすめること。	小児特別医療費助成については、市町村との協働により取り組んでいるものであり、現在、助成対象を、平成28年4月以降は、18歳になった最初の年度末までに拡大する準備をすすめているところである。また、窓口負担をなくし完全無料化を行うこととした場合は、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。
(3) 「子どもの自殺問題」	
鳥取市内の中学校で生徒が死亡しており、当初自殺と報道され、今も捜査が続いていると聞いている。そうであるならば、「いじめ・自殺」の可能性も否定できないにもかかわらず、鳥取市の教育委員会は、独立した第三者委員会を開催せず、内部組織での検討で「いじめでない」との結論を報告しているが、それでは不十分である。第三者委員会を開催し、「いじめ・自殺」も含めてしっかりと調査・検討するよう、鳥取市教育委員会に提言すること。また、保護者や生徒への説明が不十分であり、疑問が残った状態であり、教育委員会への不信感が生まれている。保護者や生徒への説明をきちんと行うよう、鳥取市教育委員会に提言すること。	<p>鳥取市教育委員会においては、現在、鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例に基づく調査委員会を設置し、いじめの有無を含めて死亡に至った背景・原因を調査している。</p> <p>また、保護者や生徒への対応については、当該調査委員会における調査終了後に丁寧な説明が必要であることを、既に鳥取市教育委員会と共通認識している。</p> <p>なお、県教育委員会としては、鳥取市教育委員会及び当該学校が、在校生徒等関係者の心のケアにも留意しつつ、慎重かつ丁寧な対応で事実関係の把握に努めようとしている考えを尊重し、市調査委員会の報告を待ち、その上で必要な対応を検討する。</p>
(4) 教育	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
①大学の再編問題	
<p>文科省が、人文社会科学系や教員養成系学部・大学院の廃止を求める通知を出しているが、国民・住民の学ぶ権利や学問の自由を侵害するものであり、抗議と反対をすること。</p>	<p>このたびの文部科学省の国立大学に対する通知は、「ミッションの再定義」（※）を踏まえた組織の見直しにより、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた組織改革に努めることとされたものであり、組織の見直しは、大学自身が考えていくべきものとする。</p> <p>また、前文部科学大臣は会見において「文部科学省も人文学系について、実際に廃止まで言及しているわけではなく、見直しが必要ではないかと言っているというのが本来の趣旨だった」などと廃止ありきではないとの説明を行っているところである。</p> <p>※「ミッション再定義」とは、各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、研究成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割（ミッション）を整理したもので、各大学の強みや特色を伸ばし、その社会的役割を一層果たしていくことを目的としている。</p>
<p>鳥取大学は、文科省の方針にそって、平成28年度から5年間の「中期目標・中期計画」素案を提案し、その中で、「地域学部及び農学部の改組」、「既存の研究科を抜本的に見直し、平成29年度をめどに、地域学研究科、工学研究科及び農学研究科を持続社会創生学研究科（仮称）に統合する」としている。現在の1県1国立大学設置は、地域住民の学問の保障であり、学問を地域に還元する重要なあり方であるが、今回のような「再編・縮小案」が、地域住民や関係自治体にもまったく説明されず、意見も聞かれないで進められていることは言語道断である。また「再編・縮小案」で、県民の学ぶ権利が侵害される。鳥取大学に対し、住民、自治体への説明、県民が意見をのべる機会の保障を求め、また再編・統合案に反対すること。</p>	<p>平成27年10月20日に公表された鳥取大学の学部再編成計画は、各国立大学が平成25年度に行った学部毎の「ミッションの再定義」に基づいたもの。</p> <p>このたびの見直し案は、ミッションの再定義を踏まえ大学自身が検討されたものであり、大学自身の自主性を尊重すべきものとする。</p> <p>県としては、大学との意見交換などの機会をとらえて、地域のニーズや県民の声等を伝えていきたい。</p>
<p>財務省が国立大学運営費交付金を削減し、国立大学の授業料を、現在の53万円を16年後に93万円に引き上げる方針を打ち出した。子どもの貧困の連鎖を断ち切るとしながら、それに逆行する行為であり、政府に撤回を求めること。</p>	<p>国立大の運営については、国立大学運営費交付金の適正な算定などを通じ、国の責任が果たされる必要があると考えている。このため、国立大学運営費交付金の増額などの支援の充実について今年度から文部科学省に要望しており、今後も引き続き要望していく。</p> <p>なお、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、今年10月に、「国立大学法人運営費交付金の機械的な削減ではなく、自己改革を進める大学を積極的に支援し、教育研究及び教育貢献機能の強化を図るために、国立大学法人運営費交付金等を充実・確保すべきである」旨の緊急提言を行っている。</p>
②大学生に返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。	<p>今年度創設された鳥取県未来人材育成奨学金の実施状況等を見ながら、必要に応じ今後の対応を検討していきたい。</p>
5、地域経済・雇用	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>①米価対策 国が国民の主食であるコメの需給と価格の安定から手を引き、今年も生産費を大幅に下回る米価となっている。米価を回復させる施策を直ちにとるよう国に求めること。 鳥取県独自で米価下落を直接補てんする制度をつくること。</p>	<p>米価の回復、安定化のためには適切な米の需給調整が不可欠であるため、国の責務として取り組むよう継続して要望する。また、需給のミスマッチに伴う米価下落への直接補てんは国の施策として実施すべきものであり、県として実施することは考えていない。</p>
<p>②林業対策 政府は2020年のオリンピックに向け木造の建物を増やす方針で木材需要は高まるが、その後のリバウンド落ち込みが心配される。強度の優れた（ムクの木の1.5倍）加工材の用途拡大に県も共同して取り組むこと。</p>	<p>ムク材に比べて強度があるCLTについては、県内企業によるJAS認定の取得や、耐力壁の強度認定（壁倍率）の取得への支援を行っており、引き続き、CLTをはじめ市場ニーズを先取りした高付加価値製品の用途拡大に取り組んでいく。</p>
<p>③ブラック企業対策 厚労省は、労働法に違反した企業（残業代の不払いや長時間労働、女性への性別を理由にした不当な扱い、労働条件を明示しない）の求人をハローワークで受理しないよう示した。 具体的には、①同じ違反で1年に2回以上の是正指導、②社会的影響が大きいとして公表される、③送検され公表される、④勧告に従わず公表される—また違反が是正されるまでの間に加えて、違反を重ねないことを確認するため是正後6ヶ月は求人情報を受理しない。送検された場合は送検日から1年間不受理とする—としている。これらは、法律の対象外の民間職業紹介業者にも対応を求めるとしている。更に、企業に対して、3年間の新卒採用・離職者数、労働時間や有給・育児休暇取得の実績、研修の有無・内容の情報提供を求めるとしている。鳥取県の企業立地補助金受け取り企業の中でも、労働法制違反で摘発された企業なども出ており、こうした厚労省のブラック企業規制手続きを加味して、補助金給付や返還の手続きを定めること。</p>	<p>既に鳥取県企業立地等事業助成条例において、事業認定に際して事業活動に関し過去2年間に故意又は重大な過失による法令違反があった場合は認定しないこと、また、事業認定後に故意又は重大な過失による法令違反がされていると認めた場合には、認定取消ができることを定めている。 なお、実際の認定取消等の判断に当たっては、案件ごとに背景事情等が異なるため、画一的な基準で判断することは困難であり、案件ごとの状況を総合的に勘案して行う必要があると考えている。 今後も、条例の趣旨を企業に徹底するとともに、労働環境等の状況確認に努める。</p>
<p>6、環境</p>	
<p>①中海再生</p>	
<p>中海淡水化事業が中止されて13年、森山堤防の一部</p>	<p>鳥取・島根両県知事の協定書（H21.12.19締結）では、「中海全域の水質に継続的な変化が確</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>開削されて6年4ヶ月が経過した。一日も早い中海の再生をすることが求められる。中海・宍道湖干陸淡水化事業の歴史をふりかえり、県民との約束、鳥取県の主張や国とのやり取りを整理し、堤防開削を中海再生の根幹にすえること。</p>	<p>認められるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、「中海会議」において国とともに、将来的な大海崎堤の開削を含め幅広く適切な対策を協議検討すること。」とされている。</p> <p>大海崎堤防の開削、森山堤防の開削の拡幅については、中海全域の水質の継続的な変化について、科学的データに基づき協議した上、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合において、「中海会議」の場などで幅広く適切な対策を検討する中で、議論、検討していくものと考えているが、これまでのモニタリングの結果、水質に継続的な変化が確認されるなど、特定の傾向を見い出していない状況であると考えている。</p> <p>引き続き、中海環境モニタリング検討ワーキンググループ(H27.6設置)で専門家の意見も聞きながら、モニタリング体制の検討や蓄積されたデータの分析・評価を進め、汚濁システムの解明や水質改善に向けて議論をしていくこととしている。</p>
<p>反時計回りの流れを取り戻すために、大海崎堤防の開削150m以上の開削、森山堤防の開削幅を広げるよう求めること。</p>	
<p>②産業廃棄物最終処分場計画の中止</p>	
<p>環境プラントが実施した事業計画や環境アセスの買い上げを凍結すること。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場は県民生活の上でも必要なものであり、その整備を進める鳥取県環境管理事業センターが設置運営主体として事業計画を作成する上で、環境プラント工業(株)が作成した事業計画等は基礎資料等として必要なものであることから、これを承継するための貸付け予算は予定どおり執行する。</p>
<p>環境プラントと米子市(旧淀江町)との開発協定の合意がないままに産廃処分場建設計画を進めないこと。</p>	<p>環境プラント工業(株)と旧淀江町の間で締結した開発協定の変更手続は、産業廃棄物最終処分場の手続きの進捗状況を踏まえて、しかるべき時に行う旨の認識を米子市が示しており、県としては、センターに対して安全で安心な事業計画をとりまとめ、米子市及び地元にと丁寧な説明を行うよう引き続き指導していく。</p>
<p>7、旭化成問題</p>	
<p>旭化成の横浜市のマンションデーター改ざん問題が明らかとなり、鳥取県内でも10数件の物件があるという報道がされている。建築物を公開するよう求めること。</p> <p>また、企業の瑕疵保証の10年以前のものについても明らかにするよう求めること。</p>	<p>調査対象となった建築物については県から旭化成建材に要請してリストの公表を受けたが、国も公表は所有者の判断に委ねるとしており、所有者等への風評被害を避ける意味からも県としても公表は行わない。建築主から相談等があった場合には、必要に応じて現地に出向き簡易に傾き等の確認を行うなど不安の解消に努めたい。</p> <p>旭化成建材は工事関係資料が残っている過去10年の工事について調査を進めているものであるが、それ以前の工事についても不具合等があれば対応することを表明している。現時点では調査可能な物件に対して速やかに調査を行い、不適正な事案の有無を明らかにしていただくことが先決と考えている。</p>